

【資料1】

第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について

【概要】

平成27年度、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。併せて市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の5年毎の計画策定が義務づけられています。

第1期計画が令和元年度で終了することから、令和2年度から始まる第2期計画を策定する必要があります。

【目的】

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保ならびに地域における子ども・子育て支援の充実させる事を目的としています。

【根拠法令】

○子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【実施体制】

